

告示第19号

廿日市市認知症サポート企業等認定制度実施要綱を次のように定める。

令和7年2月25日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市認知症サポート企業等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族に対する支援及び認知症に対する正しい理解と適切な対応に取り組む企業又は団体（以下「企業等」という。）を認定し、広く市民に周知することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進することを目的とする。

(認定の要件)

第2条 企業等の認定にあたっては、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 小売業、金融業、保険業、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療機関等、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等であって、市内に事業所を有していること。
- (2) 従業員等が認知症サポーター養成講座を受講し、事業所内で認知症に関する知識等を共有していること。
- (3) 次に掲げる取組のいずれか1つ以上協力していること。

ア 廿日市市見守り安心ネットワーク事業、その他認知症施策事業への参画

イ 認知症カフェ等の認知症に関する取組の会場として会議室又はスペースの開放

ウ 認知症対応マニュアルの作成又は従業員への研修等、認知症の人が利用しやすい環境づくり

エ 若年性認知症に関する啓発活動又は若年性認知症の人の雇用

オ 認知症の人の見守り等による地域包括支援センターとの連携

カ 市が作成した認知症啓発資材の掲示又は従業員若しくは顧客への配布

2 前項の規定による認定は、事業所を単位として行うものとする。

3 市長は、認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定しない。

(1) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(3) その他市長が適切でないと認める団体

（申請）

第3条 申請者は、廿日市市認知症サポート企業等認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

（認定等）

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、審査の上、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合は、申請者を廿日市市認知症サポート企業等に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、申請者に対し、廿日市市認知症サポート企業等認定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定をしないときは、その旨を廿日市市認知症サポート企業等不認定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（認定企業等の周知）

第5条 市長は、認定をした企業等（以下「認定企業」という。）の取組を、市ホームページ及び各種広報媒体等の活用により周知するものとする。

2 認定企業は、市が配付するステッカーを建物の出入り口又は窓口等の見やすい場所に掲示しなければならない。

(内容の変更等)

第6条 認定企業は、申請した内容に変更等が生じた場合は、廿日市市認知症サポート企業等変更届出書（別記様式第4号）により市長に速やかに報告しなければならない。

2 認定企業は、認定を辞退したい場合は、廿日市市認知症サポート企業等認定辞退届出書（別記様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

(認定の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件が満たされなくなったとき。
- (2) 認定企業が第6条に定める報告をしないとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) その他本制度に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該認定企業に廿日市市認知症サポート企業等認定取消通知書（別記様式第6号）により、通知するものとする。

3 前項の規定により認定の取消を受けた企業等は、速やかにステッカーを市長に返却するものとする。

4 第1項の規定により認定の取消を受けた企業等は、その取消の日から1年を経過しなければ、新規の申請をすることができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。